

第29回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和2年1月28日(火)
午後3時00分～午後4時20分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員会 (6人)
会 長 7番 知念 一義
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第142号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第143号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
議案第144号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第145号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第146号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第147号	非農地証明願について

6、農業委員会事務局

事務局長	安里 孝夫
農地担い手支援班長	比嘉 貴哉

7、会議の概要

異議なしとのことですので、議案第142号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第143号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第143号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 嘉津宇171 登記現況共に、畑 面積749㎡
嘉津宇172 登記現況共に、畑 面積483㎡
嘉津宇173 登記現況共に、畑 面積722㎡ 合計1,954㎡

譲渡人:本部町在住D氏
譲受人:今帰仁村在住E氏
権利種別:所有権移転
添付資料説明

番号2番 備瀬1733-1 登記現況共に、畑 面積478㎡

譲渡人:本部町在住F氏
譲受人:農地利用集積化団体G
権利種別:所有権移転
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第143号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第143号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の
規定による許可及び同法施行令第2条第1項の規定により農業委員会の可否の
意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 伊豆味2800-1 登記現況共に、畑 面積512㎡
伊豆味2801 登記現況共に、畑 面積2,323㎡
伊豆味2802-1 登記現況共に、畑 面積2,528㎡
伊豆味2802-2 登記現況共に、畑 面積390㎡ 合計5,753㎡

譲渡人:兵庫県在住H氏
譲受人:読谷村在住I氏
権利種別:所有権移転

申請事由:新規就農
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第144号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第144号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第145号 農地法第4条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第145号 農地法第4条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第4条の
規定による許可及び同条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 山里582 登記、畑 面積745㎡
申請人:本部町在住J氏
転用目的:別荘(追認案件)
転用理由:マンゴーの出荷場としてH19頃建築し、改装が繰り返され現在は
別荘として使用されているため。
農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

5番委員 補足説明します。
追認案件ということで、提出されている始末書のとおり、建物が建っているのが確認しました。
以上で説明を終わります。

議長 5番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第145号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第145号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請について

上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 謝花73-1 登記、畑 面積1,174㎡
謝花562-1 登記、畑 面積197㎡
謝花563 登記、畑 面積509㎡
謝花579 登記、畑 面積345㎡ 合計2,225㎡

譲渡人:大阪府在住K氏
譲受人:本部町にある有限会社L
転用目的:資材置き場(追認案件)
転用理由:新たに資材置き場が必要となったため。
農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

3番委員 補足説明します。
提出されている資料のとおり、資材置き場としてすでに使用されていました。

以上で説明を終わります。

議長 3番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第146号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第146号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第147号 非農地証明願について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第147号 非農地証明願について
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に
規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数3件です。

番号1番 願出人:本部町在住M氏
申請農地:大嘉陽144-1 登記、畑 面積129㎡
大嘉陽145-1 登記、畑 面積858㎡
大嘉陽156-9 登記、畑 面積70㎡ 合計1,057㎡

申請要旨:30年余り放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用する事
が困難である。

所有者:浦添市在住N氏
添付資料説明

番号2番 願出人:所有者同
申請農地:浜元461-1 登記、畑 面積875㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用する事が困難である。

所有者:本部町在住〇氏

添付資料説明

番号3番 願出人:所有者同

申請農地:豊原114-3 登記、畑 面積354㎡

申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しており、畑として利用するのが困難なため。

所有者:本部町在住P氏

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 番号1番は幹回りからみても、20年以上放置されていると思われました。
番号2番は、周辺が住宅に囲まれており、農地としての利用は不向きであると思われました。
番号3番については、農地手前側は大木が生えていることではありませんでしたが、土質に石がごろごろ混じっているのが確認できました。
作物を育てるのには向いていない農地であるようでした。
以上で補足説明を終わります。

議長 6番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第147号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第147号は可決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 16時20分

議事録署名員

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

本部町農業委員会会長

会長 知念 一義